

潟上市奨学金返還助成金交付要綱

令和6年4月1日

告示第46号

(趣旨)

第1条 この告示は、市内事業者の人材確保と若者の市内定着を図るため、市内に定住する意思をもって居住する就業者等のうち奨学金の貸与を受けて返還する者に対し、潟上市奨学金返還助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、潟上市補助金等交付規則（平成17年潟上市規則第42号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 第7条に規定する交付申請の時点において、市内に5年以上定住する意思をもって住所を有し、就労又は起業していること。
- (2) 秋田県奨学金返還助成金交付要綱（以下「県要綱」という。）第11条の規定により県要綱第2条第5号に規定する一般分の助成金（以下「県助成金」という。）の交付決定を令和6年4月1日以降に受けていること。
- (3) 市税等の滞納がないこと。
- (4) 潟上市暴力団排除条例（平成24年潟上市条例第2号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないこと。

(助成対象となる奨学金)

第3条 助成金の交付の対象となる奨学金は、県助成金の助成対象者の認定を受けて返還する奨学金とする。

(助成対象額)

第4条 助成対象額は、助成金の交付を受けようとする年度の県助成金の交付の対象となる奨学金の返還額とする。

(助成対象期間)

第5条 助成の対象となる期間は、県助成金の助成の対象となる期間とする。

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、助成対象額から県助成金及び本市以外の団体等の助成金の額を控除した額とし、年額6万7,000円を上限とする。

2 支払期間が1年に満たない場合は、前項の規定にかかわらず、前項の規定による上限の額を月割計算した額を上限とする。

3 前2項の金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、予算の範囲内で交付する。

(交付の申請等)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、潟上市奨学金返還助成金交付申請書兼実績報告書兼請求書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 住民票(抄本)の写し

(2) 秋田県奨学金返還助成金交付決定通知書(県要綱様式第6号)の写し

(3) 市税等滞納有無調査承諾書(様式第2号)

(4) 振込先通帳の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、県助成金の交付決定を受けた年度の末日まで行わなければならない。

(助成金の交付)

第8条 市長は、前条に規定する申請があったときは、これを審査して交付の可否を決定し、潟上市奨学金返還助成金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により申請者に通知し、交付決定を受けた者に助成金を交付するものとする。

(是正のための報告等)

第9条 市長は、交付申請書を受理した場合のほか、助成金の交付に関して必要と認めるときは、交付申請者を提出した者に対し、必要な報告等を求めることができる。

2 市長は、前項の報告等により、是正を要する事項があると認めるときは、その者に対し、必要な措置をとるよう求めることができる。

(交付決定の取消及び返還)

第10条 市長は、助成金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その交付決定を取り消し、既に助成金が交付されている場合は、期限を定めて返還を命ずるものとする。ただし、市長が止むを得ないと認めるときは、この限りではない。

(1) 虚偽その他不正な行為により助成の申請をし、助成金の交付を受けたことが判明したとき

(2) 前条の規定による報告等を求められた場合において、正当な理由がないにもかかわらず、その対応を行わないとき

(3) その他市長が不相当と認めるとき

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を取り消したとき及び返還を命ずるときは、潟上市奨学金返還助成金交付決定取消通知書兼返還命令書（様式第4号）により当該決定を受けた者に通知しなければならない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。